

Ⅲ. 計画の内容

基本目標 1 人権が尊重されるまち すみだ

課題（１）人権尊重・男女平等意識を高めます

〔施策の方向〕

- ① 固定的な性別役割分担意識の解消
- ② 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実
- ③ 人権意識の普及とメディアへの対応

〔指 標〕

項 目 名	現 状	目 標（平成 30 年度）
1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対（「どちらかという反対」も含む）する区民の割合	55.8% （墨田区アンケート調査 2012）	増加 （平成 29 年度）
2 しきたりや慣習などにおいて男女平等であると感じている区民の割合	12.5% （墨田区アンケート調査 2012）	増加 （平成 29 年度）
3 男女共同参画の意識を高める「すずかけ大学」の男性受講者率	13.1%	20%

施策の方向①固定的な性別役割分担意識の解消

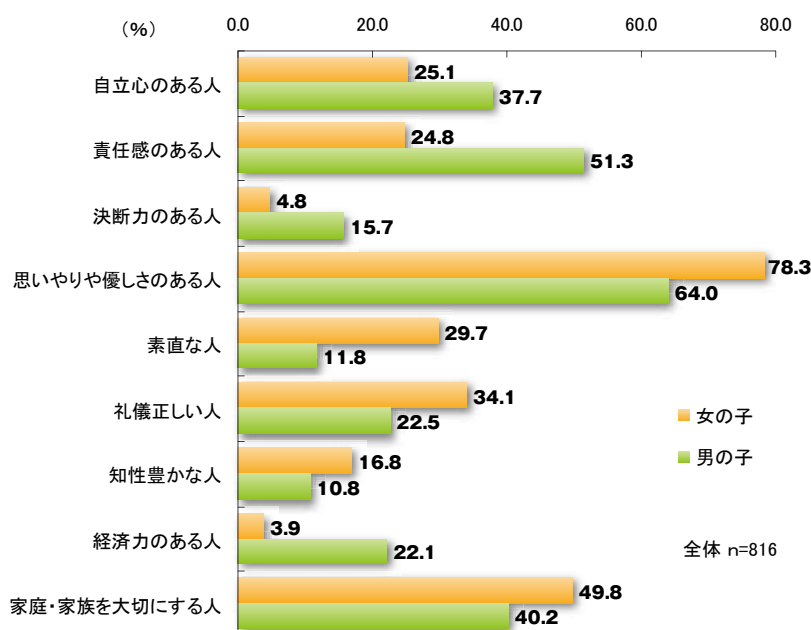
◆◆◆現状と課題◆◆◆

墨田区では、女性への人権侵害や差別を生み出す固定的な役割分担意識の解消に向けて様々な啓発活動を推進してきました。しかし、「墨田区アンケート調査（2012）」では、結婚・子育て期の20歳代や30歳代においても「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担意識に“賛成”する人がみられました。また、インタビュー調査では「女子はあまり出しゃばらない方が良い」とする高校生や、「働いていないので男女共同参画や男女平等は自分に関係ない」とする子育て期の女性の意見も聞かれます。

家庭では「男の子だから、女の子だから」という固定的な性別役割分担意識が依然として残っており（図表13）、こうした大人の考え方が子どもの意識形成に大きく影響を及ぼします。次代を担う子どもが健やかに育ち、個性と能力を発揮できるよう、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが大切です。

また、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実をみると、男性の希望では「仕事、家庭生活、個人の生活すべて」を優先が最も多いにも関わらず、現実では「仕事を優先」が圧倒的多数となっています（図表14）。多くの男性が長時間労働から抜け出せなかったり、家事、育児に積極的に関わらなかったりするのには、固定的な役割分担意識が大きな要因であると考えられます。男女共同参画社会の実現は、女性が多様な分野に参画できる社会であることはもちろんのこと、男性にとっても暮らしやすくなる社会であることへの理解を広める必要があります。

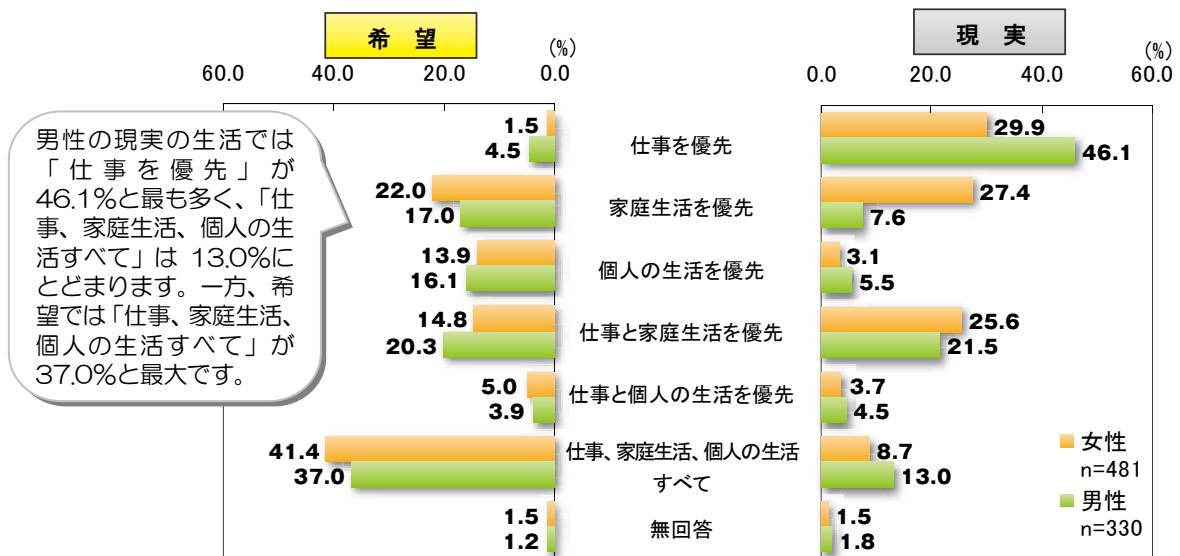
図表 13 子どもにどのように育ってほしいと思いますか



「思いやりや優しさのある人」を最も求めているものの、女の子と男の子で差があります。また、第2位は女の子では「家庭・家族を大切にする人」、男の子では「責任感のある人」となっており、“責任感”についてはその差がとりわけ大きくなっています。

資料：墨田区アンケート調査（2012）

図表 14 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実



資料：墨田区アンケート調査（2012）

◆◆◆方針◆◆◆

- 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、幅広い世代への啓発を推進します。

	事業	事業の内容	所管課
1	「区のお知らせ」やホームページ等による男女共同参画施策の啓発	男女共同参画社会実現に向け、固定的な性別役割分担意識や慣行等による社会の意識変革を図るため、男女共同参画に関する情報を随時掲載します。	人権同和・男女共同参画課 すみだ女性センター
2	「区のお知らせ」やCATVにおける男女共同参画施策の情報提供	固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などの生活文化や慣行を見直し、男女共同参画社会実現に向け、実施する事業の進行等に合わせた情報を随時掲載します。また、CATVにおいて男女共同参画の啓発番組を放映します。	広報広聴担当
3	男女共同参画情報誌「にじ」の発行	男女共同参画推進のため、情報誌を作成し、幅広く男女共同参画推進のための情報等を提供します。	人権同和・男女共同参画課
4	啓発冊子「すずかけ」の発行	固定的な性別役割分担意識や、「男らしさ」「女らしさ」などのこれまでの生活文化や慣行を見直し、男女共同参画社会実現のため、区民との協働による啓発誌を発行します。	すみだ女性センター

	事業	事業の内容	所管課
5	あらゆる年齢層や団体、企業等との意見交換会の実施	あらゆる年齢層の区民や団体、企業等と男女共同参画に関する意見交換を行います。	人権同和・男女共同参画課
6	子ども向け啓発冊子の発行	子どもの頃から男女共同参画意識を育てるよう、啓発誌を発行します。	人権同和・男女共同参画課
7	男女共同参画に関する資料の収集提供	情報コーナーに男女共同参画関係資料の図書、資料を収集し、区民に提供します。	すみだ女性センター
8	男女共同参画に関する区民意識・実態調査の実施	区の施策に反映するため、男女共同参画に関する区民の意識・実態調査を定期的に行います。また、調査結果は、概要版や区のホームページ等で情報提供します。	人権同和・男女共同参画課

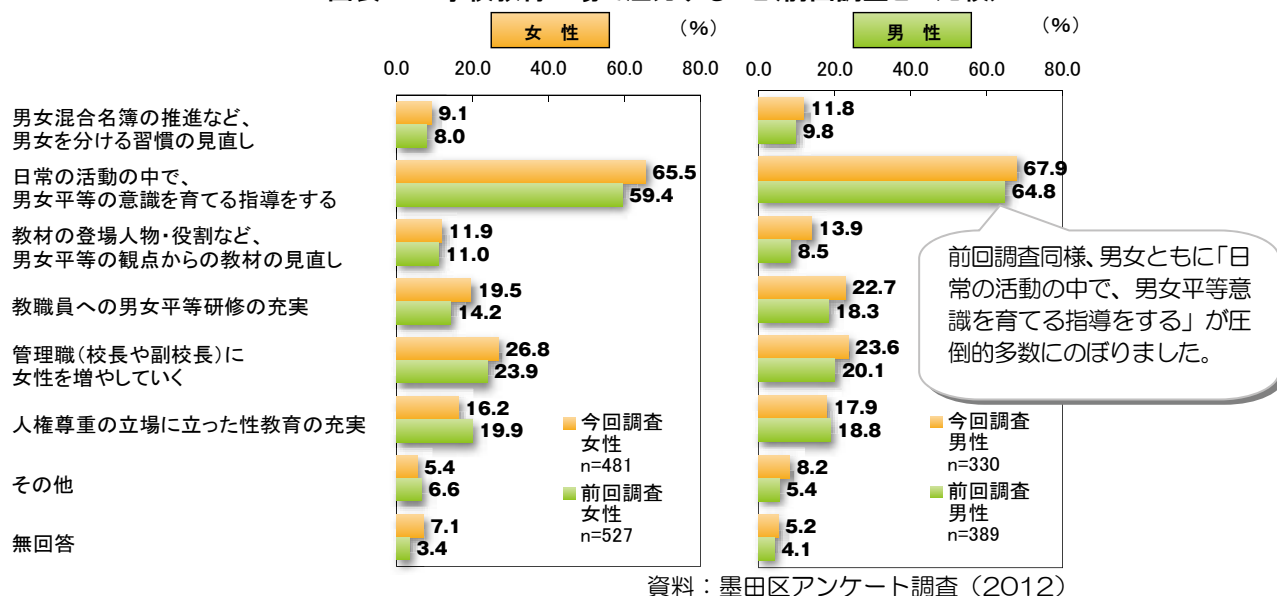
施策の方向②家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の充実

◆◆◆現状と課題◆◆◆

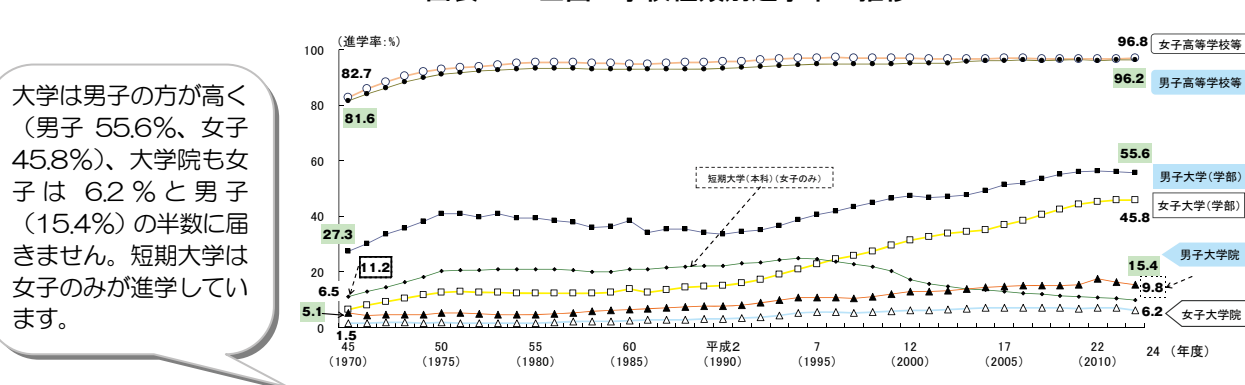
墨田区アンケート調査（2012）では、子どもに大きな影響を及ぼす学校教育の場での力を入れた方がよいこととして、“日常活動の中での平等意識の育成”をあげています（図表 15）が、進学における性差は解消しているとはいいいがたい状況です（図表 16）。

教育活動のあらゆる場面で、男女平等の意識を育てるとともに、人権感覚を身につけ、豊かな人間性を育む教育を推進することが大切です。また、家庭においても子ども一人ひとりが個性と能力を発揮して成長できるように、保護者へ男女共同参画に関する学習機会を提供していく必要があります。

図表 15 学校教育の場で注力すること(前回調査との比較)



図表 16 全国の学校種類別進学率の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

注 1：高等学校等：中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率（進学者には高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない）。

注 2：大学（学部）・短期大学（本科）（過年度高卒者等を含む）：大学学部又は短期大学本科入学数（過年度高卒者等を含む）を 3 年前の中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率（入学数には通信制入学者を含まない）。

注 3：大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。進学者には大学院の通信制への進学者を含まない。

◆◆◆方 針◆◆◆

- 学校教育において、男女の平等や相互の理解・協力について適切に指導を行うとともに、男女平等の視点に立った生徒指導・進路指導を推進します。
- 誰もがいつでも参加できる教育・学習機会の提供や情報提供を充実するとともに、男性や子どもへの働きかけを推進します。

	事 業	事業の内容	所管課
9	男女共同参画観にたった教材等の見直し	男女共同参画観にたった指導資料や教材等の見直しを推進します。	指導室
10	男女共同参画観にたった生活・進路指導の実施	各種研究会・協議会で、男女共同参画観にたった生活・進路指導を啓発し、児童・生徒の男女共同参画意識を育てます。	指導室
11	児童生徒の諸名簿における男女混合の推進	出席簿、指導要録、卒業生台帳について、男女混合名簿の実施を推進し、男女共同参画意識を育てます。	指導室
12	区民との協働による男女共同参画意識の啓発	区民と協働して企画・立案・実施することで、男女共同参画学習への区民参画を促進し、男女共同参画意識を啓発します。	すみだ女性センター
13	すずかけ大学の開催	区民等の男女共同参画意識を高めるため、連続講座を通して男女共同参画を学び、男女共同参画を地域や家庭、社会の中で推進する人材育成を図ります。	すみだ女性センター
14	男女共同参画の意識を高める講演会等の実施	区民等の男女共同参画意識を高めるための講演会やシンポジウム、セミナー等を実施します。	人権同和・男女共同参画課
15	男女共同参画の視点を促進する区民企画講座の支援	リクエスト講座の実施により、男女共同参画学習促進をテーマにした講座の開催を支援します。	生涯学習課
16	男性の子ども会活動への参画に向けた意識啓発	男性も子ども会の活動等へ積極的に参画するよう、子ども会等と連携を図り、意識啓発を促進します。	生涯学習課
17	男性の家事参加に向けた料理教室の実施（男の料理教室）	男性に対して料理の楽しさを伝えることで意識啓発を促進し家事・育児・介護など家庭の責任を男女がともに担えるようにします。	保健センター
18	男性の社会貢献意識の向上促進（老人クラブ活動の活性化）	友愛訪問活動、多世代交流及び清掃活動等の地域貢献活動へ男性の参加を促進し、高齢期を迎えた男女がともに地域の中で生きがいを持って暮らし続けることを支援します。	高齢者福祉課
19	定年後の男性の社会貢献意識の向上	定年後のシニアへの講座開催などにより、社会参加のきっかけづくりや、生きがいづくりを支援するとともに、男性介護教室を実施し、介護者の孤立を防ぎ、介護等への参加を促進します。	高齢者福祉課

施策の方向③人権意識の普及とメディアへの対応

◆◆◆現状と課題◆◆◆

どのような状況、立場であろうとも、すべての人がその人らしく生きられる社会をつくるには、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

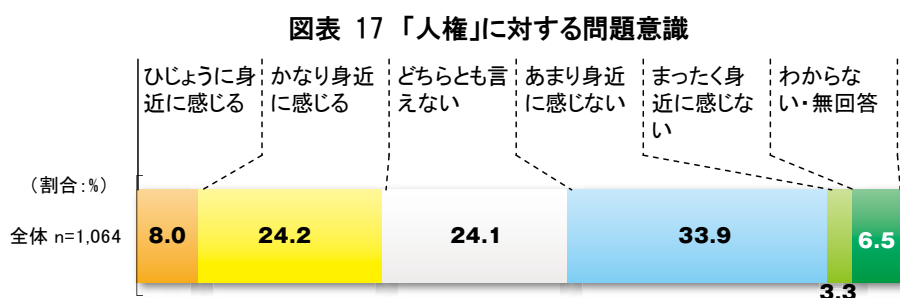
しかし、墨田区の「人権に関する意識調査」（平成 21 年）によると、人権を身近な問題として感じている人は 32%程度にとどまっています（図表 17）。

「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」第 14 条では、「性別による差別等、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害されたと認められる事項」や「区が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策」などについて、区民、事業者及び地域団体からの申出を受けることが定められていますが、条例の内容まで知っている人はごくわずかです（図表 18）。

また、平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍の変更や性別適合手術が公的に認められるようになり、「性同一性障害」の社会的認知が進んできました。しかし、性同一性障害や同性愛者など性的マイノリティといわれる人は偏見や差別、社会制度の壁に苦しむことも少なくありません。

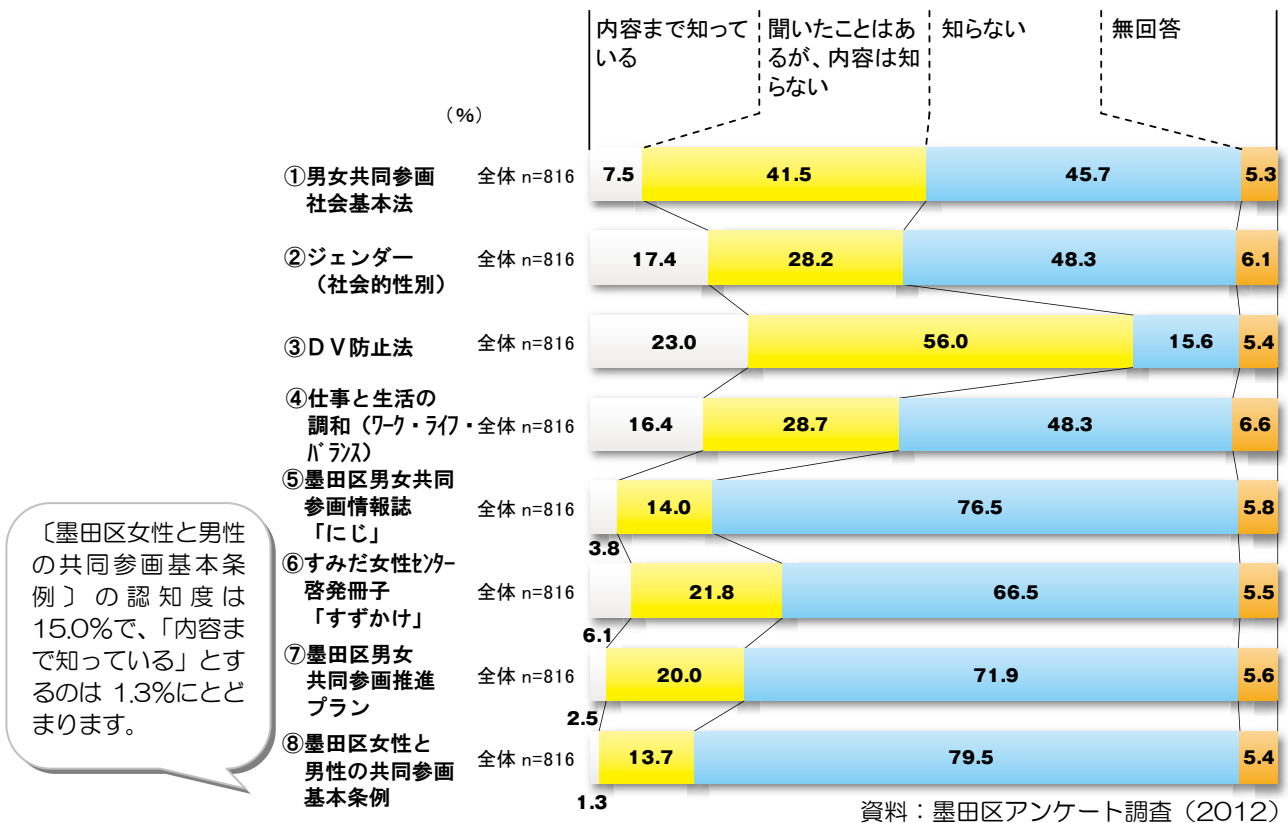
これらのことから、様々な立場の人々の人権が尊重されるよう、人権尊重の理念への理解を深めるとともに、自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られるよう、法律・制度への理解を促進する必要があります。

一方、インターネットはパソコンや従来型の携帯電話以外にも、スマートフォン、ゲーム機やテレビ等を通じて、世界中の様々な情報を、簡単な操作で手に入れることができる有用で便利なコミュニケーション手段として浸透してきました。しかしその一方で、暴力的な表現やアダルト画像など、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害な情報にも触れる可能性が高まっています。このようなメディアを取り巻く現状に対応するためには、メディア側の自主的な取組を促すとともに、情報を主体的に収集し、判断し、適切に発信することができるようメディア・リテラシーを高めることが大切です。



資料：墨田区「人権に関する意識調査」平成 21 年 11 月

図表 18 男女共同参画に関する用語の認知度



◆◆◆方針◆◆◆

- 人権意識を高めるとともに、人権を尊重した表現を推進します。
- メディアを主体的に読み取る能力を養います。

	事業	事業の内容	所管課
20	人権啓発冊子での男女共同参画意識の高揚	人権の観点から男女共同参画推進の意識を高めます。	人権同和・男女共同参画課
21	人権を考え男女共同参画の意識を高める講演会等実施	区民の人権意識を高めるため、人権を考える講演会等を実施します。	人権同和・男女共同参画課
22	苦情調整委員会の設置	区民からの性別による差別等の人権侵害や、区が実施する施策について苦情の申し出を受け付けます。	人権同和・男女共同参画課
23	人権尊重教育の推進	男女共同参画教育について協議会・報告会を行い、推進校や研究グループの研究・実践を深めます。	指導室
24	庁内刊行物等の点検	区が作成する文書・チラシ・ポスター等について、人権尊重及び男女共同参画の観点から内容や表現等を点検し、適時見直しを行います。	人権同和・男女共同参画課

	事業	事業の内容	所管課
25	メディア・リテラシー教育の実施	メディアを主体的に読み解き、自分の意見を発信できるように、メディア・リテラシー教育を実施します。	指導室
26	メディア・リテラシーの育成	ＩＴ講習会サポート事業及びパソコン教室を実施し、その能力の育成を図ります。	生涯学習課
27	人権侵害メディアへの対応	メディアにおける人権侵害に対して、発信者への適切な対応を行い、改善に努めます。	人権同和・男女共同参画課

課題（２）心とからだを尊重する社会づくりを進めます

〔施策の方向〕

- ① 配偶者等からの暴力の防止・早期発見・被害者支援(DV防止基本計画)
- ② 性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの根絶
- ③ 生涯を通じた女性の健康支援

〔指 標〕

項 目 名	現 状	目 標（平成 30 年度）
1 DV防止に関する庁内連絡会議開催回数	年 2 回	年 2 回以上
2 デートDV ⁷ 防止講座の回数	年 1 回	年 1 回以上
3 乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 24.3%	乳がん 50%
	子宮がん 26.5%	子宮がん 50%

⁷ デートDV：
恋人同士など、親密な関係にある者の間の暴力のこと。

施策の方向①配偶者等からの暴力の防止・早期発見・被害者支援(DV防止基本計画)

◆◆◆現状と課題◆◆◆

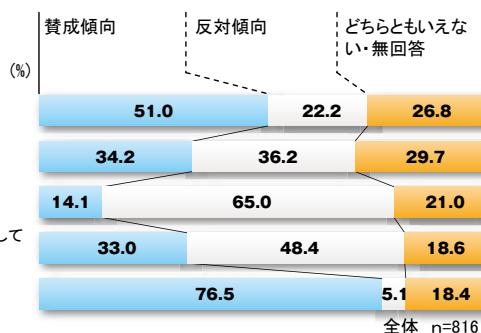
墨田区アンケート調査（2012）から、パートナーや交際相手からの暴力、セクシュアル・ハラスメントは女性の被害経験者が多く、暴力被害にあった女性で「相談しなかった・できなかった」が約 25%と男性の約 2 倍にのぼることがわかりました。配偶者暴力の考え方をみても、必ずしも正しく認識されているとはいえない状況です（図表 19）。

平成 13 年 4 月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」は、これまで家庭内に潜在してきた女性に対する夫やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律です。平成 25 年に改正が行われ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象とされました。法律の名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められ、平成 26 年 1 月 3 日に施行されました。

図表 19 配偶者間の暴力についての考え

「配偶者間の暴力は夫婦げんか」とする意見、「加害者はもともと暴力的なタイプ」「被害者にも原因がある」「子どものために我慢すべき」などに賛成する意見がみられます。

- ① 加害者になる人はもともと暴力的なタイプが多い
- ② 被害者にも暴力を振るわれる原因があるはずだ
- ③ もとは夫婦げんかなので、警察や役所が介入することではない
- ④ 子どもがいる家庭では多少なら我慢して夫婦関係を保つべきだ
- ⑤ 配偶者に暴力を振るう加害者は罰せられるべきだ



資料：墨田区アンケート調査（2012）

注：賛成傾向：「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計、反対傾向：「どちらかというと思う」の合計

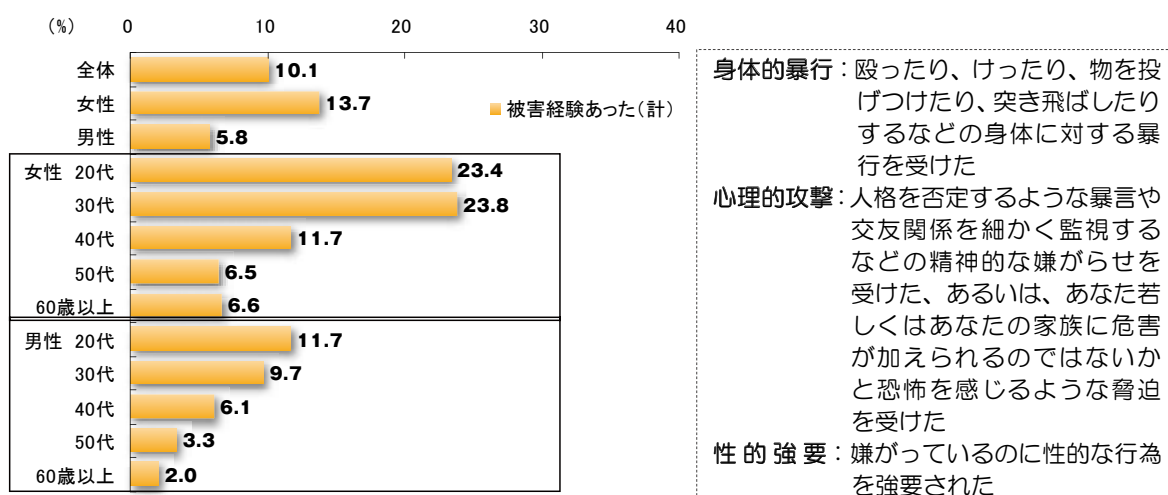
内閣府が平成 23 年 11 月に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”（次頁参照）のいずれかの被害を受けたことがある人は、26.2%にのぼります。同調査から 10 歳代、20 歳代のときの交際相手から、これらの被害を受けたことが「あった」との回答は女性が 13.7%、男性が 5.8%で、男女ともに年齢が低いほど被害経験が多く、特に女性の 20～30 代では 2 割を超えています（図表 20）。なお、被害に遭った女性の約 30 人に 1 人は命の危険を感じたことがあるとも報告されています。また、過去 5 年以内に配偶者から被害を受けた人の中で、被害について「相談した」と答えた人は 42.8%（女性 55.0%、男性 19.3%）となっています。

一方、墨田区アンケート調査（2012）において、配偶者や交際相手から身体的・精神的・性的・経済的暴力を受けた場合、相談できる機関があることを知っているかを質問したところ、4～5割（女性 41.2%、男性 49.1%）は「知らない」と回答しています。

近年、デートDVといわれる若年層の男女間における暴力（交際相手からの暴力）が問題となっています。この背景には、若年層における暴力が身近に存在していることが考えられます。

女性に対するあらゆる暴力の防止、根絶に向けて、DV等について理解を深めるとともに、相談窓口の周知や相談体制の充実、被害者の自立支援等の対策が必要です。都では被害者支援のために、配偶者暴力相談支援センターを設置しました。また外国人住民の被害防止も求められています。

図表 20 「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある人の割合



資料：男女間における暴力に関する調査（平成 23 年度調査）

注：被害経験あった（計）とは「1、2度あった」と「何度もあった」の合計

<参考> 配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人、傷害、暴行)の被害者(検挙件数の割合)(平成 24 年)

	女性配偶者の割合(%)	検挙件数(件)	男性配偶者の割合(%)	検挙件数(件)
総数(4,457 件)	93.1	4,149	6.9	308
殺人 (153 件)	60.8	93	39.2	60
傷害(2,183 件)	94.4	2,060	5.6	123
暴行(2,121 件)	94.1	1,996	5.9	125

資料：男女共同参画白書H25 年版（備考）警察庁資料より作成

<参考> 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数

(件)	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
来所	11,035	12,758	14,692	14,864	16,688	17,662	19,131	20,941	21,821	22,640
電話	23,950	29,820	33,736	36,475	40,705	43,004	47,107	49,849	53,134	57,236
その他	958	647	901	806	1,135	1,412	1,958	2,002	2,379	2,223
総数	35,943	43,225	49,329	52,145	58,528	62,078	68,196	72,792	77,334	82,099

資料：男女共同参画白書H25 年版（備考）内閣府資料より作成

◆◆◆方針◆◆◆

■配偶者等からの暴力防止に向けて、啓発・教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組んでいきます。

	事業	事業の内容	所管課
28	DV（デートDV含む）等各種暴力の防止に向けた意識啓発	ドメスティック・バイオレンスが重大な人権侵害であること、またその防止についての講座等を実施します。	すみだ女性センター
29	ドメスティック・バイオレンスに関する相談・支援体制の充実	ドメスティック・バイオレンスなどの様々な問題や被害に対応するため、相談・支援体制を充実します。	保護課
30	暴力（DV、デートDV含む）やセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた相談先の啓発	暴力等の被害にあった方が相談をしやすいように相談先をわかりやすく啓発し、被害の拡大を防ぎます。	人権同和・男女共同参画課
31	女性のためのカウンセリング&DV相談の実施（DV被害者同行支援含む）	夫婦関係、暴力に関する悩みや女性の持つ様々な悩みを解決するため、専門の相談窓口を設け、問題解決のサポート体制を充実します。	すみだ女性センター
32	母子自立支援員・女性相談員の研修の実施	複雑・多様化する相談内容に相談員が的確に対応するため、随時研修を受講できる体制を整えます。	保護課
33	区民や事業者等の通報による協力体制の強化	民生委員、児童委員、医療機関等との協力体制を図り通報によるDV被害者の支援を図ります。	人権同和・男女共同参画課
34	関係相談団体の情報提供・連携	社会及び家庭内で暴力を受けた女性に対し、関係相談団体の情報提供や連携を図ることによって、支援体制の充実に努めます。	保護課
35	関係機関との連携の強化	児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、警察、病院、学校、保育園、民間支援団体などのネットワークを強化、被害者への支援を充実します。	保護課
36	被害女性の緊急一時保護と自立支援	ドメスティック・バイオレンスの被害を受け、すぐにも保護が必要な女性やその子を一時的に保護し、自立に向けた支援を行います。	保護課
37	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者への支援	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者の住民票の写しの交付、戸籍の附票の交付等において制限を設けることで、間接的な支援を行います。	窓口課

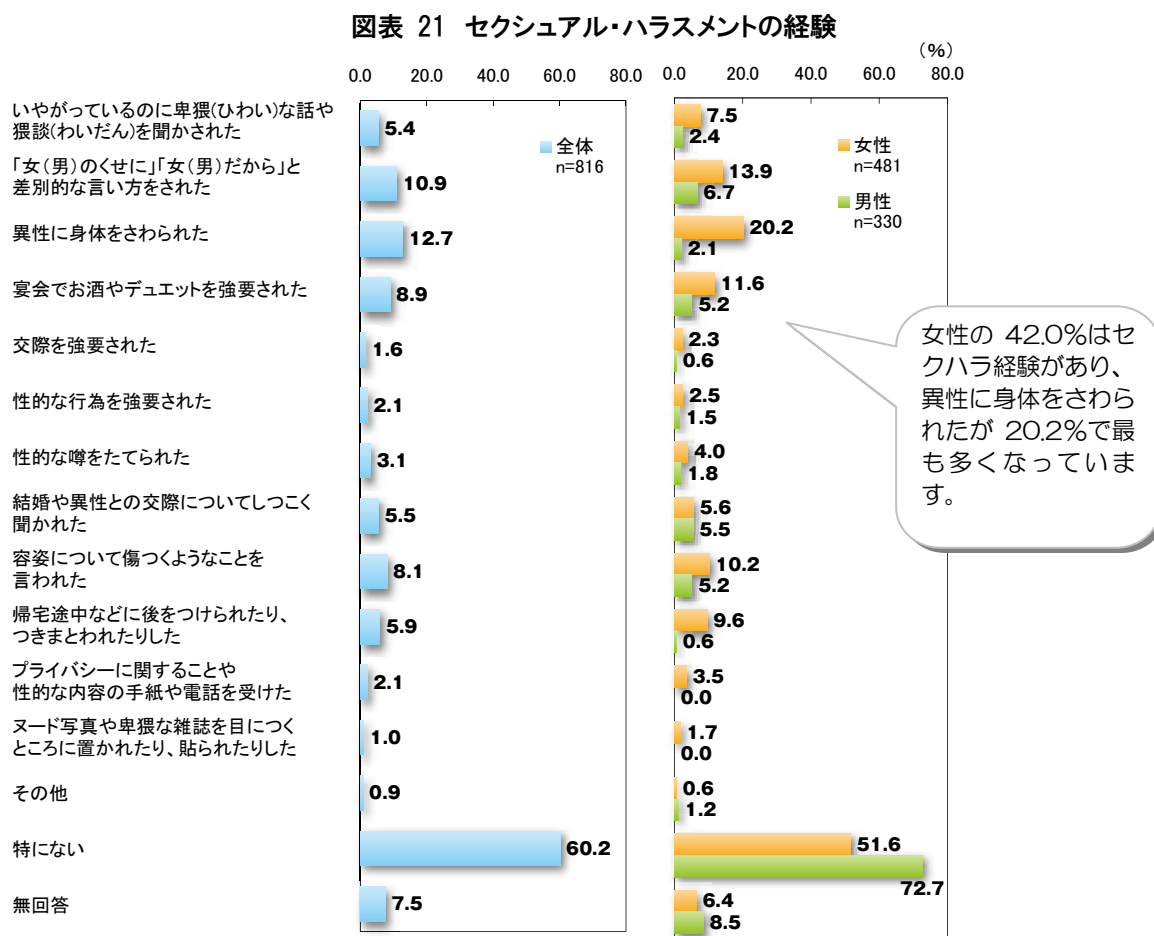
	事業	事業の内容	所管課
38	ドメスティック・バイオレンス、 ストーカー被害者への支援	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー被害者の選挙人名簿抄本の閲覧について制限を設けることで、間接的な支援を行います。	選挙管理委員会事務局
39	D V 防止及び被害者支援のための検討	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定されている被害者に対する支援等、区として取り組むべき事項について検討し、支援の充実を図ります。	人権同和・男女共同参画課
40	配偶者暴力相談支援センター設置の検討	D V 被害者の支援のため、配偶者暴力相談支援センターの設置について、庁内関係各課と検討します。	人権同和・男女共同参画課 保護課

施策の方向②性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの根絶

◆◆◆現状と課題◆◆◆

セクシュアル・ハラスメントやDV、児童虐待や性暴力など、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、人間として許されない行為です。墨田区アンケート調査（2012）では、女性の42.0%は何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があると答えています（図表 21）。どのような理由があろうとも、暴力は許されない、許さない、という共通認識を社会全体が持つことが大切です。

児童虐待の被害は潜在化する場合が多く、虐待を早期に発見し、適正な支援を行えるよう関係機関との連携の強化が必要です。平成 23 年度の全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は約6万件と、児童虐待防止法が施行される前の平成 11 年の 5.2 倍に増加しました（図表 22）。虐待による死亡件数はほとんどの年で 50 件を超え、高い水準で推移していると報告されています（厚生労働省）。



資料：墨田区アンケート調査（2012）

＜参考＞都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数

(件)	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
事業主から	4,163	2,378	1,648	1,698	1,963	1,812
女性労働者等から	8,169	8,140	7,587	7,361	7,517	5,838
男性労働者から	517	621	488	551	544	549
その他	2,950	2,390	2,175	2,139	2,204	1,782
合計	15,799	13,529	11,898	11,749	12,228	9,981

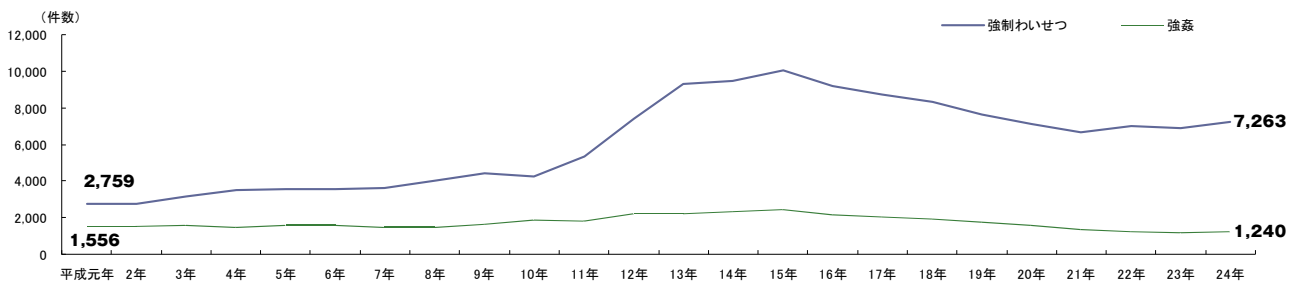
資料：男女共同参画白書H25 年版（備考）警視庁資料より作成

＜参考＞ストーカー事案に関する認知件数

年	平成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
件 数	12,024	11,923	13,403	12,220	12,501	13,463	14,657	14,823	16,176	14,618	19,920

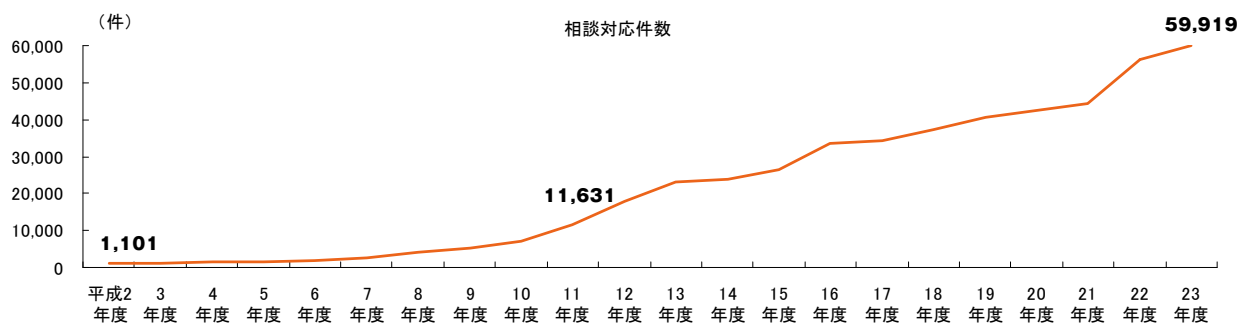
資料：男女共同参画白書H25 年版（備考）警視庁資料より作成

＜参考＞強姦、強制わいせつ認知件数の推移



資料：男女共同参画白書H25 年版（備考）警視庁資料より作成

図表 22 全国の児童虐待相談の対応件数の推移



資料：厚生労働省

◆◇◆方針◆◇◆

■セクシュアル・ハラスメントをはじめとする暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させていくとともに、児童への虐待防止対策を推進します。

	事業	事業の内容	所管課
41	セクハラに関する職員への意識啓発	セクシュアル・ハラスメント防止に向け、職員向け啓発紙「きらめき」等により、職員の意識啓発や研修を行います。	人権同和・男女共同参画課
42	区役所内のハラスメント対策	職員に関するセクシュアル・ハラスメント及び他のハラスメントの苦情相談窓口・苦情処理委員会を庁内に設置し、相談体制を充実します。	職員課
43	教職員に対する研修の実施	校長・副校長・初任者研修会等において、セクシュアル・ハラスメント防止の研修会を実施します。	指導室
44	総合相談窓口の充実	区民生活に関わる様々な問題について、区民が気軽に相談できるよう専門の職員を配置した窓口を設置し、相談体制を充実します。	広報広聴担当
45	女性相談の実施	女性に対する暴力や買売春など女性の人権侵害や女性福祉に関する相談と自立に向けた適切な支援を行います。	保護課
46	家庭相談の実施	夫婦の問題や子育ての悩みや、身近な男性からの暴力に関する、相談と適切な対応を行います。	保護課
47	子育て相談の実施	子どもと家庭に関する様々な相談を子ども自身や保護者から受け、内容に応じてコーディネートを行い相談・支援を行います。	子育て支援総合センター
48	児童虐待防止に向けた情報の提供	児童虐待防止についての正しい知識を得られるように、冊子を作成・発行するなど、情報提供に努め、児童虐待防止に向けた正しい知識を普及します。	子育て支援総合センター
49	児童虐待防止対策の充実	墨田区要保護児童対策地域協議会を設置し、区関係各課・児童相談所・関係機関が連携して、児童虐待防止に向けた取組を充実します。	子育て支援総合センター

施策の方向③生涯を通じた女性の健康支援

◆◆◆現状と課題◆◆◆

女性も男性も、互いの性を十分に理解し合い尊重し合って生きていくことは男女共同参画社会を形成していく上で大事なことです。特に女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

全国的にみても、子宮がんや乳がんの検診受診率は低く、子宮がんの低年齢化や乳がんによる罹患率が増加傾向にあります。

区の女性は、乳がん、肺がん、大腸がんによる死亡率が高く、平成 23 年の全がんの死亡率は 71.2 と都（63.1）、全国（61.2）を上回っています（図表 23）。

図表 23 平成 23 年における 75 歳未満年齢調整死亡率⁸(女性) (人口 10 万対)

	墨田区	都	全 国
全 が ん	71.2	63.1	61.2
胃 が ん	5.6	5.5	6.1
肺 が ん	10.7	7.3	7.0
大腸がん	9.2	7.6	7.5
乳 が ん	14.1	13.0	10.8
子宮がん	4.4	5.0	4.6

資料：住民基本台帳及び墨田区の福祉・保健から算出（墨田区）

注：全国・都は国立がん研究センターがん対策情報センター

母子保健サービスの向上や医療の進歩により、わが国の周産期死亡率等は減少を続けています。一方で、低体重児出産が問題となっており、区においても 10%前後で推移しています（図表 24）。低体重児の要因として、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されており、女性の年代に応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められます。なお、墨田区アンケート調査（2012）では、性や妊娠・出産の自己決定を周知するために性教育が必要だと感じている区民の割合は、男女ともに多くなっています（図表 25）。

図表 24 墨田区の妊娠・出産や乳児の状況

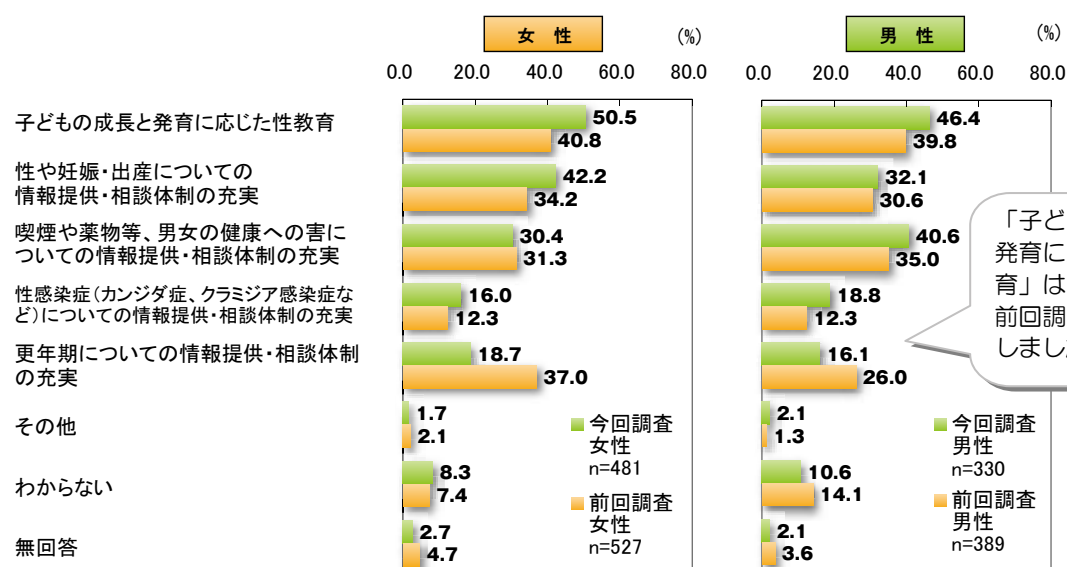
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全出生数(人)	1,941	1,947	2,045	2,067	1,971	2,105
低出生体重児数(人)	178	203	190	177	183	194
低出生体重児の割合(%)	9.2	10.4	9.3	8.6	9.3	9.2
乳児死亡数(人)	5	4	1	1	4	4

資料：保健計画課

⁸ 75 歳未満年齢調整死亡率：

年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるよう年齢構成を調整した人口 10 万人あたりの死亡数をいいます。高齢になるほど死亡率が高くなるため、高齢者が多い集団は少ない集団より死亡率が高くなることから、その影響を極力取り除いた数値として調整しています。

図表 25 性や妊娠・出産の自己決定に必要な施策(前回調査との比較)



資料：墨田区アンケート調査（2012）

◆◆◆方 針◆◆◆

■ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、思春期保健の充実を図ります。

■母性機能の重要性を啓発しながら、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。

	事 業	事業の内容	所管課
50	健康づくりの知識の普及・啓発	区民が日常生活の中で健康づくりを実践できるよう、各種講習会や「区のお知らせ」、区ホームページ、ケーブルテレビの区政情報番組等を通じて情報を発信し、区民の健康づくり運動の推進、知識の普及・啓発を図ります。	保健計画課 保健センター
51	食育の普及・啓発	食育推進のネットワークを通して、普及啓発を図ります。	保健計画課
52	がん検診の充実	がんの早期発見のため、女性の受診機会の拡充等、がん検診の充実に努め、区民の生涯を通じた健康づくりを支援します。	保健計画課 保健センター
53	骨粗しょう症予防対策の実施	高齢になっても寝たきりにならないためにも、骨粗しょう症の早期発見・予防を目的として、骨密度検診と検診結果による対策を指導します。	保健センター
54	女性の心の健康相談の実施	思春期・妊娠期・更年期・老年期における女性の精神的な相談を行います。	保健センター
55	妊婦歯科健康診査	妊婦の疾患発生を予防し、妊婦の健康の保持増進をめざします。併せて胎児の健康な発育を支援します。	保健計画課
56	性と生殖に関する権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発	妊娠や、出産について、女性の自己決定権が十分尊重されるよう、性や生殖についての正しい知識や情報を提供するとともに、意識の啓発を図ります。	保健センター
57	性教育の推進	各学校が指導計画に基づき、性教育を行うよう推進します。	指導室
58	エイズ理解及び予防教育の実施	エイズ教育の成果を普及させ、男女理解と人間としての生き方を考えた、エイズ理解及び予防教育を推進します。	指導室

課題（３）特別な配慮を必要とする人々を支援します

〔施策の方向〕

- ① ひとり親家庭への支援
- ② 困難を抱えている若者等への支援

〔指 標〕

項 目 名	現 状	目 標（平成 30 年度）
1 母子福祉資金の貸付件数	72 件	継続実施
2 就職活動支援セミナー開催回数	年 16 回	年 16 回以上

施策の方向①ひとり親家庭への支援

◆◆◆現状と課題◆◆◆

全国的に母子世帯は所得額が低く、生活が苦しいとする割合が高くなっています。一般的に女性が生活困難に陥る要因として、固定的性別役割分担意識が十分に解消されていないことから、女性が育児や介護などで就業を中断しやすいことや、就業構造から女性が相対的に低収入であり、不安定な非正規雇用につきやすいことがあるといわれています。このような働き方の積み重ねの結果、女性の年金水準等は低く、高齢期の経済的基盤が弱いという問題も生じています。また、経済的に困難な母子家庭では子どもの進学にも影響を及ぼしており、世代間連鎖を断ち切るためにも切れ目のない支援が必要です。

図表 26 墨田区の 18 歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
父子世帯	223	293	261
母子世帯	1,587	1,827	1,998

資料：国勢調査

<参考>各種世帯別にみた所得の状況

	全世帯	高齢者世帯	母子世帯	児童のいる世帯
1 世帯当たり平均所得金額(万円)	549.6	307.9	262.6	697.3
生活意識				
大変苦しい	27.1%	21.3%	50.5%	31.0%
やや苦しい	32.3%	30.2%	35.1%	34.7%
普通	35.8%	44.0%	13.9%	30.1%
ややゆとりがある	4.1%	4.0%	0.5%	3.8%
大変ゆとりがある	0.7%	0.5%	—	0.3%

資料：平成 22 年国民生活基礎調査

注：高齢者世帯とは、65 歳以上の者のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯
母子世帯とは、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む）で、現に配偶者のいない 65 歳未満の女性と 20 歳未満のその子のみで構成している世帯

◆◇◆方針◆◇◆

■ひとり親家庭で支援が必要な人が、安心して生活が営めるよう支援します。

	事業	事業の内容	所管課
59	母子相談の実施	母子家庭等が抱える子育ての悩みや経済的な問題などの相談に応じ、母子家庭等の自立へ向けた適切な支援を行います。	保護課
60	母子生活支援施設への助成	母子家庭の自立を支援するため、母子生活支援施設入所者の就労支援、子育て支援を充実していきます。	保護課
61	児童養育家庭ホームヘルプサービス事業の実施	児童を養育する家庭で、出産や病気等で日常生活を営むうえで支障がある方に、ホームヘルパーを派遣し家事等を援助します。	子育て支援 総合センター
62	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成します。	子育て計画課
63	児童扶養手当・児童育成手当	手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て計画課
64	福祉資金等の貸付事業	女性及び母子世帯の自立と生活の安定・意欲の増進を図ります。	保護課
65	福祉団体への補助事業の実施	福祉団体への助成により、母子家庭の自立・自助意識を高め、健全な家庭生活と児童の育成を図ります。	厚生課

施策の方向②困難を抱えている若者等への支援

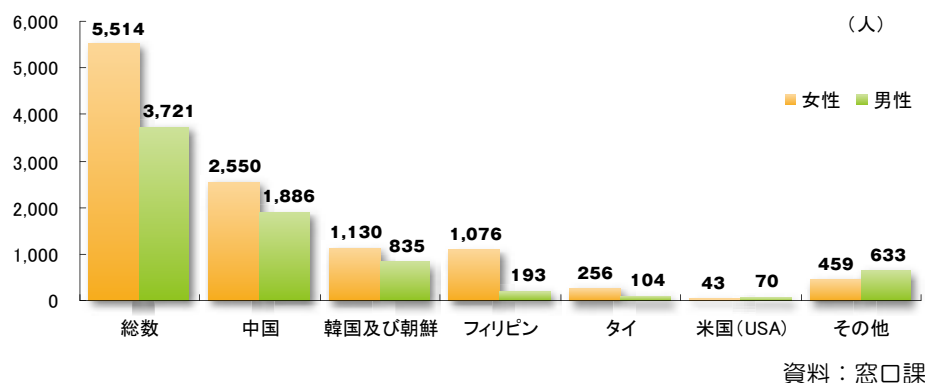
◆◆◆現状と課題◆◆◆

就業の場においては、以前から非正規の雇用者数・割合が女性では高い状況にありました。近年の15～34歳のフリーター⁹数は平成22年で183万人、平成23年で184万人、平成24年では180万人とやや減少したものの、男性で82万人、女性で98万人にのぼります（労働力調査）。

非正規雇用はキャリア形成が難しく、雇用不安の問題とともに、正規雇用との賃金格差は歴然としており、将来にわたる不安定な生活を余儀なくされる人々の増加につながる恐れがあります。また、非正規雇用者の抱える経済的な不安は、未婚の増加の原因のひとつともなっています。さらに、平成20年の世界金融危機に端を発した国の社会経済情勢、雇用情勢の急激な悪化は「派遣切り」による多くの失業者を生み、この傾向に拍車をかけています。

また、墨田区には1万人近くの外国人住民が暮らしていますが（図表27）、言語や風俗、習慣等の違いから日常生活で困ることのないよう、安心して生活できる環境づくりが求められています。

図表 27 墨田区の外国人住民の状況(平成25年3月末)



⁹ フリーター：

一般的に使用される「フリーター」という用語には厳密な定義が存在しませんが、便宜上、「若年層のパート・アルバイト及びその希望者」を「フリーター」としてしています（労働力調査）。

◆◇◆方針◆◇◆

- 若年層への就職支援事業を通じ、職業的自立を支援・促進します。
- 区内の外国人住民が、言葉の壁により生活に支障を来さないよう支援します。

	事業	事業の内容	所管課
66	若年者就職サポート事業「若者サポートコーナー」	39歳以下の若年求職者や学生を対象に、専門のキャリアカウンセラーが就職活動のアドバイスや就職後の相談に応じます。また、就職活動支援セミナーや区内中小企業の見学会などを実施します。	生活経済課
67	外国語による生活情報の提供	外国語に対応したガイドブックを作成、配布するとともに、区公式ホームページにおける自動翻訳サービスなど、外国人にもわかりやすい情報を提供します。	広報広聴担当
68	外国人のための相談窓口の設置	区内在住・在勤の外国人を対象に、日常生活での悩み事などを気軽に相談できる英語と中国語による外国人相談を行います。	広報広聴担当